



成迫社会保険労務士法人
〒390-0817 長野県松本市巾上9-9
TEL0263-33-2223/FAX0263-33-2299

株式会社 経理代行
〒390-0816 長野県松本市中条 2-20
TEL0263-38-7300/FAX0263-38-7301

労基署パトロール

最近、労働基準監督署（以下、労基署）の事業所調査や臨検（立入調査）が増えています。こうした取締り強化の背景は次の2つの要因が考えられます。

取締り強化の背景

労働者の健康保持のための長時間労働・サービス残業の取締り

従業員の健康配慮義務を理由に損害賠償支払いを命じる判決が続発しています。違法な長時間労働や残業代未払がほとんどです。労働法令遵守を司る労働局及び労基署の存在意義が問われだしました。

《判例》 電通事件・・・新入社員が慢性的な長時間労働に従事していたところ、うつ病に罹患し自殺するに至った。業務と自殺との間に因果関係が認められ、会社が約1億6,800万円を支払う内容で和解が成立した。

労働者の権利意識の高まりによる申告や内部告発の増加

過去分の未払残業代一括支払の事例など、多くのメディアの報道やインターネットでの情報収集が容易になったこともあり、会社を辞めた従業員が過去の残業代を労基署に申告するケース、または現従業員が労基署に内部告発するケースが増加しています。

調査事項と調査の影響

事業所調査・臨検の調査事項として、①組織図 ②賃金台帳 ③時間外・休日労働及び協定書（36協定） ④タイムカード ⑤就業規則（賃金規程） ⑥健康診断の実施結果等が対象となります。特に時間外労働・休日労働の有無、残業代支給の有無、定期健康診断を実施しているかどうかを調査されます。残業代未払等の労働基準法違反が確認された場合、「是正勧告書」が渡されます。是正勧告書には指摘事項が記載され、指定期日までに改善し、報告書を提出しなければなりません。

事業所調査が行われることにより、事業所にとって大きな影響が2つ考えられます。1つ目は資金に対する影響です。未払残業の支払が発生するため、想定外の費用が発生します。2つ目は人材に対する影響です。悪質と判断された場合、外部に公表され、今まで通りの採用活動が出来なくなります。事業所調査により事業への影響を与えることは明らかです。

事業所調査が行われる前に、一度事業所体制を見直す労務監査をお勧めします。弊社の労務監査とは「事業所の人事・労務管理の現状について、就業規則等の各種規程類やその運用状況を中心に確認するサービス」です。労務管理体制にどんな問題があるか知りたい方、また良い人材の採用、定着率の向上に向けて職場のルールを見直したい方にもお勧めしています。

詳細は弊社担当者までお問い合わせください。

パート・アルバイトの労働条件を自主点検しましょう

パート・アルバイトの雇用について、厚生労働省では「アルバイトの労働条件を確かめよう」というキャンペーンを実施し、適正な労働条件の確保を呼びかけています。パート・アルバイトでも正社員と同様に労働基準法が適用されます。優秀な人材の確保のために、事業所の労働条件について改めて自主点検をしましょう。

★パート・アルバイトの労働条件について確認しましょう★

<input type="checkbox"/>	労働条件を書面で通知している	<input type="checkbox"/>	賃金は毎月決められた日に全額支払っている
<input type="checkbox"/>	割増残業手当を支給している	<input type="checkbox"/>	勤務日数に応じて有給休暇を付与している
<input type="checkbox"/>	会社都合による自由な解雇をしていない	<input type="checkbox"/>	扶養控除等(異動)申告書をもっている
<input type="checkbox"/>	通勤経路図を書面でもっている	<input type="checkbox"/>	マイナンバーを適正に管理・保管している

